

債券内容説明書

令和8年5月29日現在

第25回

大阪府住宅供給公社債券

 大阪府住宅供給公社

1 本債券内容説明書(以下「本説明書」という。)において記載する「第 25 回大阪府住宅供給公社債券」(以下「本債券」という。)は、地方住宅供給公社法(以下「公社法」という。)第 33 条の 2 に基づき、大阪府住宅供給公社(以下「当公社」という。)が理事会の議決により、発行する債券です。

2 本債券は、大阪府(以下「府」という。)の損失補償が付されていない公募債券です。

3 本債券については、金融商品取引法第 3 条の規定が適用されることから、同法第 2 章の規定は適用されず、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は必要とされません。

本説明書は、当公社の業務、財務の内容等について、公社法第 32 条に定める財務諸表、業務報告書等をもとに、当公社が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項の規定に基づく目論見書ではありません。

4 当公社の財務諸表は、公社法、地方住宅供給公社法施行規則(以下「公社法施行規則」という。)及び地方住宅供給公社会計基準等に依拠して作成され、公社法で規定する当公社監事による意見を付した上で、大阪府知事へ提出しているものです。

なお、上記の財務諸表はいずれも金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定は適用されないため、同条に基づく公認会計士又は監査法人による監査証明は求められていません。

本説明書に関するお問い合わせ先

大阪府中央区今橋 2-3-21

大阪府住宅供給公社

総務企画部 財務課 財務・会計グループ

電話番号 06-7652-5861(直通)

Email zaimu@osaka-kousha.or.jp

手数料など諸費用について

- 本債券をお買付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

ご投資にあたってのリスク等

- 本債券の価格は金利変動等に対して上下しますので、償還日より前に売却・換金する場合、投資元本を割り込むことがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却・換金することができない可能性があります。
- 本債券の発行者である大阪府住宅供給公社の信用状況の変化及びそれに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

債券内容説明書について

- 債券内容説明書に記載された内容については、訂正されることがあります。
- 本債券のお申し込みにあたっては、債券内容説明書をご覧の上、内容を十分に読み、お客様のご判断と責任に基づいてご契約下さい。
- 当公社に関する詳しい情報及びその業務の特徴の正確な理解のためには債券内容説明書の「第二部 法人情報」をご参照下さい。
- 債券内容説明書は、インターネット上のウェブサイト（<https://www.osaka-kousha.or.jp/x-ir/investor.html>）において閲覧可能です。
- 本債券のお申し込みにあたっては、契約締結前交付書面をよくお読み下さい。
- 債券内容説明書のご請求・お問い合わせは、下記の取扱金融商品取引業者までお願いいたします。

取扱金融商品取引業者

商号等/ 登録番号	加入協会				
	日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	一般社団法人 日本 STO 協会
大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号	○	○	○	○	○
みずほ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 94 号	○	○	○	○	○
野村証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 142 号	○	○	○	○	○

目 次

	頁
第一部 証券情報	
第1 募集要項	3
1 新規発行債券（3年リテール債）	3
2 債券の引受け及び債券に関する事務（3年リテール債）	7
3 新規発行による手取金の使途	8
第2 募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 法人情報	
第1 法人の概況	13
1 主要な経営指標等の推移	13
2 沿革	14
3 事業の内容	16
4 関連会社等の状況	30
5 職員の状況	30
第2 事業の状況	31
1 業績等の概要	31
2 経営改善等の取り組みと対処すべき課題	36
3 事業等のリスク	44
4 経営上の重要な契約等	46
5 財政状態及び経営成績の分析	47
第3 設備の状況	49
1 設備投資等の概要	49
2 主要な設備の状況	49
3 設備の新設、除却等の計画	49
第4 法人の状況	50
1 資本金残高の状況	50
2 役員の状況	50
3 コーポレート・ガバナンスの状況	52
第5 経理の状況	53
1 財務諸表の作成方法	53
2 財務諸表の承認等について	53
3 財務諸表等について	54
(1) 令和4年度	55
① 監査報告書	55
② 独立監査人の監査報告書	56
③ 決算報告書	58
(2) 令和5年度	83
① 監査報告書	83
② 独立監査人の監査報告書	84
③ 決算報告書	86
(3) 令和6年度	102
① 監査報告書	102
② 独立監査人の監査報告書	103
③ 決算報告書	105

- (注) 1. 本説明書中の数値は、特に他の記載のない限り、令和7年3月31日時点のものです。
 2. 本説明書中の表は、計数が四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致していません。
 3. 当社の事業年度は、各年度4月1日に開始し翌年の3月31日に終了します。本説明書中において、例えば、「令和6年度」とは、令和6年4月1日に開始し令和7年3月31日に終了する事業年度をいい、他もその例にならいます。